

小浜市小規模修繕等契約希望者登録申請をされる方へ（随時）

1. 対象となる修繕とは

この登録制度は、小浜市が発注する小規模な修繕等の契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図る。

この登録制度の対象となる契約は、小学校、中学校、公民館、保育園などの公共施設の修繕等でその内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、1件の発注金額が50万円を超えないものとし、下記 業種一覧表の中から希望の業種を選定してください。

業種一覧表

| 業 種 | 作 業 内 容 |
|---------|---------------------------------|
| 1 大工 | 大工工事 建築工事 |
| 2 左官 | モルタル ブロック レンガ タイル 石積 |
| 3 屋根・板金 | 屋根工事 板金工事 雨樋 外壁 |
| 4 電気 | 電気配線 電気設備 |
| 5 塗装 | 塗装工事 |
| 6 防水 | アスファルト モルタル シーリング |
| 7 内装 | 壁紙 たたみ 床 カーペット クロス 間仕切り |
| 8 造園 | 植栽 門 柵 塀 ネット フェンス 遊具 錠鍵 |
| 9 建具 | 建具 サッシ シャッター 木製家具 ふすま ガラス 障子 網戸 |

※次の業種の登録については対象外とします。
舗装、交通安全施設、土木工事、機械器具修理、電気製品修理、上下水道設備、ガス設備

※ただし次のものについては対象としません。

- ① 市営住宅の修繕
- ② 小浜市上・下水道指定工事店としての登録が必要な修繕
- ③ 道路・河川等の維持管理工事
- ④ 特定の者でないと履行できない修繕
- ⑤ 特別難易度が高いとみなされる修繕

2. 登録に関する事項

(1) 登録のできる方

小浜市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人とし、適法の範囲で建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとする。

※競争入札参加資格者に登録された方で、小規模修繕等契約を希望する業者の方も登録が必要です。

(2) 登録のできない方

- ① 小浜市内に主たる事業所を置かない者（他の市町村に本店がある場合など）
- ② 契約の締結およびその履行にあたり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 登録しようとする業種の修繕等を履行するために必要な資格・免許または許可を有しない者
- ⑤ 申請書提出日において税を滞納している者

(3) 登録申請の方法

登録を希望する方は、申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、次の書類を添付して総務課契約検査グループへ持参してください。

① I. 法人の場合

- ・法人にかかる市税の納税証明書
- ・代表者が小浜市に住所を有する場合は、代表者個人にかかる市税の納税証明書

II. 個人の場合

- ・代表者にかかる市税の納税証明書

② 登録しようとする業種の修繕等を履行するために必要な資格・免許または許可を証明する書類

(4) 受付期間

① 随時に受付しています。

(土曜日、日曜日及び祝日等は除く)

8時30分から12時まで・13時から17時まで

※火曜日、木曜日は入札執行日のため9時から10時、13時から15時頃まで受付ができない場合があります。

② 郵送による受付は致しません。持参のみ受付いたします。

(5) 登録有効期間

登録日から令和8年3月31日まで

(6) 登録事項の変更等

登録した事項に変更があったときは、その都度、遅滞なく、変更届出書（様式第2号）を総務課契約検査グループに提出して下さい。

(7) 登録の取消し

登録名簿に登載されている方が、「2.（2）登録のできない方」に該当すると認められたときは、登録を取り消します。

3. 契約に関する事項

(1) 登録者の取り扱い

審査において必要な資格を有すると認められた方は、登録者名簿に登載され、市が発注する小規模修繕の指名業者選定の対象となります。ただし、登録者名簿に登録されても指名や契約を約束するものではありません。

(2) 契約の方法

原則として、複数の事業者による見積合わせを行い、仕様に合った最低価格の見積額を提示した方と契約することになります。契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って契約書又は請書を作成します。

なお、見積合わせに指名されても、都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず発注課に連絡してください。

(3) 修繕の履行

修繕の履行は、小浜市財務規則その他関係法令に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。また、受注した修繕は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできません。

(4) 検査及び引渡

修繕完了届を受理したその日から10日以内に検査・検収を行う。

(5) 代金の支払

代金の支払は、履行検査・検収に合格後、請求に基づき30日以内に指定口座

に振り込みます。

(6) 不正行為の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法その他関係法令に違反する行為が認められた場合は、契約解除及び登録の抹消を行うことになります。

4. 申請書の書き方

- (1) 住所又は所在地……主たる事業所（本社、本店）の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業している場合は自宅の住所を記入してください。
- (2) 商号又は名称……法人は商業登記簿の記載事項に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号を記入し、ない場合は記入しないでください。
- (3) 氏名(代表者氏名) ……法人は、商業登記簿に記載されている代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は代表者の氏名を記入してください。
- (4) 使用印鑑……………申請書に押した印鑑は、登録期間中に提出する見積書・契約関係書類・請求書・変更届出書等に使用するものです。法人の場合は、代表者印（登録印）を使用してください。個人事業主の場合は、実印でなくてもかまいませんが、量販されて同様の印影があるような認印（三文判）又は、ゴム等の変形しやすい材質のもの（シャチハタを含む）は避けてください。
- (5) 連絡先……………電話番号は重要な連絡方法となりますので、必ず記入してください。ファクシミリが使用できる場合は必ず記入してください。
- (6) 希望業種……………次に記載してある中から、自ら施工可能なものを記入してください。受注した修繕は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできません。法的な許可、免許又は登録が無ければできない業種の場合は、許可証等の写しを添付してください。**(例) 電気：電気工事業者届出受理通知書**

提出・問い合わせ先

小浜市役所 総務部 総務課 契約検査 G

電話：0770-64-6003